

社援総発1105第1号
平成24年11月5日

各 都道府県 災害救助担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



「災害救助法と東京電力原子力発電所事故に係る賠償との関係に関する留意事項について」の一部改正について

平成24年8月2日付社援総発0802第1号通知について、2の次に3として下記のとおり追加します。また、宛先は、各都道府県の災害救助担当主管部（局）長とします。

なお、本通知については、関係省庁等と調整済みであることを申し添えます。

記

- 3 福島県から県内外へ避難された方に民間賃貸住宅等のみなし仮設住宅の借上げが行われているが、福島県への帰還が始まっていること等に鑑み、避難等対象区域からの避難者であるか否かに関わらず、福島県からの要請を受けて借上げを実施されている都道府県にあっては、新規の入居（入居完了日）を、平成24年12月28日までに終了すること。

なお、災害救助法による応急仮設住宅として取り扱っている公営住宅、国家公務員宿舎、地方公務員宿舎、UR賃貸住宅、雇用促進住宅等も同様の取扱いとする。